

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 3年 6月 日

(名称) 中井町地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

中井町地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

中井町には鉄道駅がないため、最寄り駅のJR東海道線二宮駅または小田急線秦野駅までは民間路線バスが運行されている。しかし、松本地区、鴨沢地区、古怒田地区など広範囲にわたり公共交通空白地域が点在しており、町全体も丘陵地のため坂道が多く、高齢者や児童・生徒など自動車を運転できない人の移動の支障となっている。町唯一の公共交通手段として民間路線バスが担っているが、赤字路線の一部が廃止・減便され、町内の1路線では、町が運行費の一部を負担し維持している。

中井町の高齢化率は、令和3年4月1日現在、35.05%と増加傾向であり、本格的な高齢社会の到来により、自動車を運転できない方や運転免許を返納する方の増加が見込まれることから、高齢者等の移動支援や外出先へのアクセス改善など日常生活に必要な最低限の交通手段の確保及び住民の移動ニーズに合った交通手段の提供、近隣市町との連携強化といった課題解決が求められている。

中井町の人口は、平成7年以降減少傾向にある中で、「第六次中井町総合計画（基本構想）」や「中井町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、公共交通の充実による利便性の向上を図り、暮らしの質の向上や定住促進、若年町民の転出抑制等により、人口減少を抑制していくことを目指している。

公共交通の充実には、通勤・通学者や高齢者などの利用者や交通空白・不便地区など、地域のきめ細やかなニーズを把握し、既存の公共交通機関と連携して利便性の高い公共交通体系を構築することが必要である。

このため、誰もが移動しやすい持続可能な交通体系をつくるため、本町では、公共交通空白地域の解消だけでなく、町全体の魅力を高め、定住・交流を促進するまちづくりのツールとして平成25年1月10日から中井町オンデマンドバスの実証運行を開始しており、平成23年3月に施行された「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく国の支援を受けつつ、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取り組みを継続していくことが求められている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- 公共交通に関する満足度向上・・・40%以上(直近年度の実績29.7%)
- オンデマンドバスの1日当たり利用者数の増加・・・42人/日以上(直近年度の実績30.5人/日)
- 日常の交通行動の不便さの解消・・・40%以下(直近年度の実績52.0%)

(2) 事業の効果

中井町オンデマンドバス導入により公共交通空白地域が解消され、地域住民の利便性向上のための移動手段の確保が図られるとともに、利用状況に関する詳細なデータの収集・分析等を行って運行計画の見直し（運行エリアや乗降ポイント等）を重ね、地域の特性に合った持続可能な地域公共交通システムが構築される。

また、マイカー利用の抑制、公共交通の充実による外出促進、交流の活発化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 運転免許証自主返納者に対するオンデマンドバス利用回数券交付事業の実施及びそのほかの交通手段（福祉有償運送、買い物ツアーや等）との連携方策の検討（中井町、事業者、社会福祉法人）
- 継続的な地域住民等への広報・周知（中井町、事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

中井町から運行事業者への補助金額については、町の予算の範囲において、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

神奈川中央交通西株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず。

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※策定していないため、記載せず。

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

別添の表5のとおり。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※車両を取得しないので記載せず。

(2) 事業の効果

※車両を取得しないので記載せず。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成24年4月27日 第1回中井町地域公共交通会議
　中井町の現状と課題、今後の進め方
- ・平成24年6月29日 第2回中井町地域公共交通会議
　持続可能な生活交通のあり方、新たな公共交通システム運行計画（素案）
- ・平成24年9月18日 第3回中井町地域公共交通会議
　新たな公共交通システム運行計画（承認）
- ・平成24年12月20日 第4回中井町地域公共交通会議
　中井町地域公共交通総合連携計画（素案）
- ・平成25年3月29日 第5回中井町地域公共交通会議
　中井町地域公共交通総合連携計画及び生活交通ネットワーク計画（承認）
- ・平成25年5月9日 第6回中井町地域公共交通会議（書面協議）
　地域公共交通確保維持改善事業（調査事業）に係る事業評価
- ・平成25年6月14日 第7回中井町地域公共交通会議（書面協議）
　H25, H26 地域内フィーダー系統ネットワーク計画申請
- ・平成25年9月25日 第8回中井町地域公共交通会議
　中井町オンデマンドバスの運行見直し（承認）
- ・平成26年3月25日 第9回中井町地域公共交通会議
　地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
　H27 地域内フィーダー系統ネットワーク計画申請（承認）
- ・平成26年6月16日 第10回中井町地域公共交通会議（書面協議）
　H27 地域内フィーダー系統ネットワーク計画申請（一部修正）（承認）
- ・平成26年9月25日 第11回中井町地域公共交通会議
　交通会議収支決算・予算、バス路線の廃止について、オンデマンドバスの見直しについて
- ・平成27年1月20日 第12回中井町地域公共交通会議
　地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
　中井町オンデマンドバスの運行見直し（承認）

- ・平成27年6月19日 第13回中井町地域公共交通会議（書面協議）
 - H28 地域内フィーダー系統ネットワーク計画申請
- ・平成27年7月23日 第14回中井町地域公共交通会議
 - 規約の改正、交通会議収支決算・予算（承認）
- ・平成28年1月13日 第15回中井町地域公共交通会議（書面協議）
 - 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・平成28年3月17日 第16回中井町地域公共交通会議
 - お試し利用回数券及び公共交通の利用促進、町を取り巻く現状と課題について
- ・平成28年6月16日 第17回中井町地域公共交通会議（書面協議）
 - H29 地域内フィーダー系統確保維持計画申請
- ・平成28年9月21日 第18回中井町地域公共交通会議
 - 交通会議収支決算・予算（承認）、お試し利用回数券の利用状況及び利用アンケート調査等について、乗降ポイントの追加（承認）、今後の対応策について
- ・平成29年1月18日 第19回中井町地域公共交通会議（書面協議）
 - 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・平成29年3月1日 第20回中井町地域公共交通会議
 - アンケート調査の結果について、オンデマンドバスの運行見直し方針（案）について
- ・平成29年6月2日 第21回中井町地域公共交通会議
 - 交通会議収支決算・予算（承認）、今後の交通体系の検討について
- ・平成29年7月27日 第22回中井町地域公共交通会議
 - H30 地域内フィーダー系統確保維持計画申請、今後の交通体系の検討
- ・平成29年12月15日 第23回中井町地域公共交通会議
 - 次年度の運行体制について
- ・平成30年1月16日 第24回中井町地域公共交通会議（書面協議）
 - 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・平成30年6月11日 第25回中井町地域公共交通会議（書面協議）
 - H31 地域内フィーダー系統確保維持計画申請、交通会議収支決算・予算（承認）
- ・平成30年10月10日 第26回中井町地域公共交通会議
 - 町内完結型運行への切り替え後の利用状況、乗降ポイントの追加（承認）
 - Web予約方法の一部変更に伴う試験移行について
- ・平成31年1月7日 第27回中井町地域公共交通会議（書面協議）
 - 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・令和元年6月12日 第28回中井町地域公共交通会議（書面協議）
 - R2 地域内フィーダー系統確保維持計画申請、交通会議収支決算・予算（承認）
- ・令和元年11月20日 第29回中井町地域公共交通会議
 - 登録・利用状況について、一部町外（日赤病院）への乗り入れについて
- ・令和元年12月27日 第30回中井町地域公共交通会議（書面協議）
 - 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・令和2年6月12日 第31回中井町地域公共交通会議（書面協議）
 - R3 地域内フィーダー系統確保維持計画申請、乗降ポイントの追加（承認）
 - 交通会議収支決算・予算（承認）
- ・令和2年12月28日 第32回中井町地域公共交通会議（書面協議）
 - 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）

・令和3年6月 日第33回中井町地域公共交通会議（書面協議）

交通不便地域指定申請（ ）

R4 地域内フィーダー系統確保維持計画申請（ ）

交通会議収支決算・予算（ ）

21. 利用者等の意見の反映状況

中井町地域公共交通会議の構成員として、住民又は利用者の代表として「中井町自治会連合会長」「境地区バス利用対策委員長」「公募町民（2名）」と、特に必要と認める者として「中井町老人クラブ連合会」「中井町社会福祉協議会」「中井町商工振興会」「中井の環境を良くする会（旧グリーンテクなかい企業連絡会）」の代表者からの意見を反映して本計画を作成した。

平成27年3月、路線バスの廃止・減便に伴い、代替手段を確保するために乗降ポイントを増やすと共に、利用状況を踏まえて運行時間及び予約受付期間の見直しを行った。また、平成30年4月より、町外乗降ポイントを廃止し、短距離・短時間の運行を増やすことで、より多くの方に予約が受けられるよう見直しを行った結果、交通空白地域の方や高齢者・子ども等の交通弱者の利用が増え、比較的予約が取りやすい環境に変わった。しかしながら、町外施設（総合病院）への移動が困難な方等から、町外運行を望む声が増加したこと等から、現状の利用者への影響を検証した上で、令和2年4月より一部町外への運行を実施し、今後の利用状況への影響を検証していくこととした。

なお、更なる需要の掘り起こしを行うため、町広報紙やホームページ等での周知啓発、また、交通事故を減らし公共交通の存続を図ることを目的に、引き続き運転免許証自主返納者に対してオンデマンドバス利用回数券を交付する支援策を実施していくこととする。

今後、利用者及び町民からの意見や、これまでのオンデマンドバスの実績を検証し、公共交通が町の中で果たしていく役割に沿って、オンデマンドバスの更なる利便性の向上や路線バスとの連携、利用促進を図っていくよう検討していく。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	神奈川県交通企画課、県西土木事務所、松田警察署
関係市区町村	秦野市（オブザーバー）
交通事業者・交通施設管理者等	（一社）神奈川県バス協会、神奈川中央交通（株）、 （一社）神奈川県タクシー協会相模支部
地方運輸局	神奈川運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	東洋大学国際学部教授、神奈川県交通運輸産業労働組合協議会、 中井町自治会連合会、境地区バス利用対策委員会、 公募町民2名、中井町老人クラブ連合会、中井町社会福祉協議会、 中井町商工振興会、中井の環境を良くする会 副町長、地域防災課、福祉課、まち整備課、教育課

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪56

（所 属） 中井町 企画課

（氏 名）

（電 話） 0465-81-1112（直通）

（e-mail） kikaku@town.nakai.kanagawa.jp